

普通徴収切替理由書兼仕切紙

兵庫県丹波篠山市

普通徴収として取り扱う給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は下記のとおりです。

略号	普通徴収への切替理由（下記4項目以外の理由は不可）	人数
a	退職者又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者	人
b	給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方	人
c	給与の支払が不定期（毎月支給されていない）な方など	人
d	他の事業者から支払われる給与から特別徴収されている方（乙欄適用者）	人
普通徴収合計人数		人

○普通徴収とする方がいる場合は、上記の該当する理由に人数を記入するとともに給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に必ず記号（a～d等）を記入した上で、「普通徴収切替理由書兼仕切紙」を提出してください。

ただし、乙欄該当者と退職者（予定者含む）は、所定の欄にその旨の記入があれば給与支払報告書（個人別明細書）への略号記入は省略可能です。

○エルタックスでの提出の場合も、「普通徴収」欄へのチェックに加え、摘要欄に略号を記入してください。

○普通徴収切替理由書兼仕切紙の添付又は給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄への略号記入が無ければ、原則として特別徴収と取り扱いますので、ご了承ください。